

日本共産党議員団を代表して、認定第1号平成28年度一般会計決算、認定第7号平成28年度海保保険特別会計決算、認定第8号後期高齢者医療特別会計決算について反対討論を行います。

昨年、本市は市政施行50周年を迎えました。そして新たに摂津市の将来に向けての基本的な方針も決めたわけであります。

今、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化してきています。今年は憲法及び地方自治法が施行されて70年を迎えました。この間、地方分権の取り組みは、1990年代以降本格的に展開された「新自由主義改革の大波」と2大政党による政権交代可能な政治システムの実現を目指した政治改革、内閣を頂点とする国家機構の再編強化という2つの流れの枠内で推進されてきました。結果、憲法に基づく真の地方自治の確立とは異なり、形の上での国の事務・権限の地方への移譲にとどまったわけであります。

先の総選挙の結果、政権与党が国会の3分の2を占めたことにより、憲法改正への動きが強まっています。自民党改憲草案によると、9条のみならず、人権諸規定の見直し、天皇の地位、さらには立憲主義さえも俎上(そじょう)にのぼるという時代錯誤な内容が示されていますが、憲法は変えるのではなく、憲法をいかに地方自治に生かすのかということが求められています。憲法と地方自治施行70年を迎えるに際して、本市としても、基本的な問題として、地方自治とは本来何のためのものであったかを、これまでの成果と残された課題を検証し、今後と将来に向けてより豊かな民主主義と人権保障を展望することが重要だということを最初に申し上げておきます。

それではまず、自治体としての基本姿勢について、6点申し上げます。

1つは、今日の最大の課題の1つである貧困と格差拡大から、市民の暮らしをしっかりと守り支える立場に立つという点です。

昨年度決算では、本市の基金・貯金は3億円減少したとはいえ、143億円と大きく積み上げています。また、市債・借金については、一般会計、公共下水道会計、水道会計合わせて、2004年度は941億円だったものが572億円と約4割減少しています。市民1人当たりの市債は、この12年間で115万円から67万円に減少したことになります。

市の財政は、基金が増え、市債が減り、今日、大阪府下でもトップクラスの財政力を持つに至っているわけであります。

その一方で、市民の暮らしは大変です。摂津市民の働く人の年間平均所得額は、この19年間で66万5千円減っています。

ですから、財政状況は良いが、将来が心配だから、「これはできません」「病院の食事

代は非課税世帯に限定させてもらいます」等々、こんな対応ではなく、市民の暮らしを守り、支えるために、「北摂 1 高い上下水道料金の引き下げ」や「国民健康保険料の値下げ」など、財政力を活用することが、取るべき方向ではないでしょうか。このことを改めて強調しておきます。

2 つめに、本市の将来計画についてです。昨年も強調しましたが、この間行われた「総合計画の中間見直し」「摂津版地方戦略」「人口ビジョン」の策定を基に、本市の新たなまちづくりが始まりました。今後、様々な分野の将来計画の集約、統合の作業も行われて行くこととなりますが、まずは、「市民生活の実態」を直視し、市民に寄り添い、そして全体の奉仕者としての基本姿勢を兼ね備えた職員集団を確立していただきたいと思います。

その上で、前回も申し上げた、市民意識調査で「将来どんなまちになって欲しいかとの設問」に対して回答された内容の実現に努力すべきだと思います。

第 1 位が「高齢者や障害者の方々が安心して生活できるまち」、第 2 位が「市内・市外どこに行くにも便利なまち」、第 3 位が「子どもの心と身体がバランスよく育っていくまち」、第 4 位が「公害のない住環境が整ったまち」、第 5 位が「河川など自然や緑の多い美しいまち」というものです。そして、常に、市民の幸福度を尺度として推進されるよう求めます。

3 つめは、市民参加に関わる問題で、今回「第 3 期男女共同参画計画の改訂版」素案に対するパブリックコメントが 2 人 3 件しかなかったということについてです。日頃から積極的な活動を展開されている分野でのこの結果をどう見るかということです。本質的な問題として、本市が策定するさまざまな計画を市民へ説明する機会を工夫し、ご意見をもらえる環境の再構築をしなければ、市民参加での質的な成長は図れないと思いますので根本的な見直しを求めます。

4 つめは、地方税における納税猶予制度改正に伴う本市の対応についてです。2016 年度から地方税についての納税猶予制度の改正が行われました。一定の改善がなされていると思いますが、改めて、「差押え禁止財産は、銀行口座に入ったものも含め、差押えしないこと」。「分割納付中の差押えは行わないこと」。「滞納金額の返済期間の強要はしないこと」など、地方税における猶予制度の見直しの趣旨に沿って、生活実態の把握に努め、市民により寄り添った対応されるよう求めておきます。

5 つめは、職員の労働環境についてです。この間残業時間が増えつづけています。平均残業時間が、3 年前は 93.2 時間、2 年前が 95.4 時間、昨年度が 108.4 時間となっています。5 人が 500 時間を超えている状態です。またサービス残業についても懸念がありますので、厳正な調査をし、必要な対応と改善を求めます。

6 つめは平和への取り組みです。本市も加盟している平和首長会議では、8 月の第 9 回総会で、7 月、国連で採択された「核兵器禁止条約」の早期発効のために、政府

に対して条約への加盟を働きかけていくことを確認していますので、本市としてその努力をしていただきたいと思います。

次にまちづくりの問題について、3点申し上げます。

1つは災害対策です。豪雨対策については、先日、近畿地方整備局、淀川河川事務所が発表した「淀川洪水浸水想定区域」の結果に基づいて見直しをする事が必要になってきています。その内容は、淀川の枚方上流地域で1日360mm降った場合、本市での最大浸水は7.3m、平均4.7mとなり、浸水面積は、市域の55%に当たる8.2km²との内容です。現在、本市の計画において、職員の防災力、地域の防災力、防災教育を3本柱として取り組んでいますが、改めて、今回の発表を受けての見直しを求めます。

2つめに、2つの小学校跡地の活用についてです。市長が「跡地売却の方針の凍結、防災空地として残す」と表明されて1年5ヶ月が経ちました。今が大事な時期だと思います。ぜひ「跡地の活用」について、様々な角度から市民が参加して議論する場を、市長が任期中に設置されるよう求めておきます。

3つめに、安全対策、住みやすい環境という問題に関わって、いくつか申し上げあげます。千里丘三島線の三島3丁目付近の狭い歩道の拡幅、JR西口駅前の交通混雑解消他、市内道路の安全対策を行うことを求めます。市内全域のバリアフリー対策や市内公園のトイレの洋式化などを早急に推進していただきたい。低廉で住みやすい賃貸住宅としての市営住宅の増設など計画的に取り組まれる事も求めておきます。

次に、市民のくらしや営業に関わる問題です。

市民課窓口委託業務について、当初の委託契約期間が満了した後も2016年度と2017年度、公募をおこなわずに随意契約で業務委託を更新してきました。マイナンバー制度の開始とコンビニ交付の導入・市民サービスコーナーの廃止などが、窓口業務への業務量にどれだけ影響するか想定しえなかった等の説明を受けましたが、委託する業務の中身が変わるわけではなく、2年間公募を見送ってきたことの意図がわかりません。民間委託ありきではなく窓口業務のあり方について再度振り返って検証をおこなうこと求めておきます。

産業振興課南千里丘分室・産業支援ルームについては前年よりは利用の実績が増えているとのことですが、使用回数は年間わずか63回です。依然、管理費等の支出と比べても「もったいない」と言わざるをえません。商工会議所とタイアップした取り組み以外に利用価値がないのか、2階の保育所との連携や子育て支援に関わる取り組み等も含めて有効利用が図られるように活用を求めます。

環境センターにおける2014年度から2016年度までの時間外勤務手当について、

不適切ではなかったのかと報道されたことについて、調査報告と説明がされました。夜間の焼却炉の運転を民間委託することに関わる引き継ぎ業務が新たに必要だったという、趣旨は理解できますし、これまで炉の延命化に取り組み修繕料も大きな費用を要する施設だけに慎重に取り組まなければならないものです。協議会では夕方の引き継ぎを時間より早くにおこなっていたと説明されましたが、委託先職員のサービス労働の問題も発生します。公共の現場で働く民間労働者が不適切な処遇では、安全安心は守れません。これを機に、全庁的に市の仕事を担う民間労働者の実態把握に努め、公契約条例などにつなげていくこと、民間委託の拡大ではなく、市の職員を増やし、しっかりと公的責任を果たすことを求めます。

保健福祉に関わっても社会福祉法人の指導・監査事業が、府からの権限移譲で昨年からおこなわれています。桃林会問題があって、他の法人には実施できていないと報告がありましたが、十分な体制が取れない中でしっかりとした責任を果たせるのでしょうか。必要な体制とスキルの積み上げも合わせて求めておきます。

次に生活保護の住宅扶助基準の改悪の影響です。経過措置も終わり基準を超える家賃を支払っている方が約 260 件いるということの中で、最低生活費をさらに削ったくらしをしつつも安い家賃の住宅へ転居もできないと苦しんでいるわけです。厚労省からの通知にある特別基準や配慮措置について、該当者が 1 人もいないということがあるでしょうか。前向きに検討していただき、個々のケースに対応できるように改善を求めます。

また、介護保険特別会計について、第 6 期介護保険事業計画の中で整備していく事業として公募を行なった、複合型サービスの「看護小規模多機能型居宅介護」や地域密着型の「小規模特養」が引き続き整備できていない現状のもとで、準備基金の積立額は増える一途で 3 億 800 万円にもものぼっています。「日常生活・介護予防総合事業」のサービス維持や、保険料・利用料の負担が大変な市民のくらしの状況もふまえ、必要なサービスの確保と利用者負担の軽減に基金の活用を求めるものです。

次に、子育て・教育の問題です。

子ども医療費助成の対象が所得制限なしで中学校卒業まで拡大されたことは大いに評価するものです。同時に大幅に削減された入院時食事療養費補助の復活を求め、以下 3 点について問題点を指摘します。

はじめに保育所の待機児童と保育の公的責任についてです。

待機児童は年度当初から増え続けます。前年から 2 園開園 42 名定員増が図られたものの、厚労省定義で年度当初 24 名が 10 月には 107 名へ増えました。市の責任で認可保育所を増やし待機児童解消を図るべきです。

社会福祉法人の受入辞退で民営化が 1 年先延ばしとなった正雀保育所は、児童や保

護者への影響を最小限に抑え保育所運営を行いました。公立保育所であればこそその対応だったと考えます。第5次行革に掲げる公立保育所の民営化方針を見直し、保育の公的責任をさらに果たしていくことを求めます。

第2に、学力向上に向けた取り組みについてです。

今、児童生徒の学力を測るものさしとして、民間業者による学力テストが頻繁に行われ、子どもたちはテスト漬けです。

地域や学校のランク付け、真の学力向上からかけ離れたテスト対策など学校教育を歪めかねません。とりわけ大阪府中学校チャレンジテストは、その結果が公立高校入試の内申書評定に反映されるなど、高校入試、中学校教育をゆがめるものです。見直し・中止を求めます。

教職員不足も深刻です。2016年度、病休など教職員が欠員となった際、代替者が2週間以上未配置だったケースが17件、そのなかで最後まで配置できなかったケースが7件もありました。講師確保に努力をされていることは承知していますが、人手不足は学校現場の多忙化に拍車をかけ、児童生徒の学習や生活にも影響を与えるものです。国や大阪府に教職員の増員を強く働きかけ、摂津市独自でも予算を組み、少人数学級を拡大するよう求めます。

第3に学校給食についてです。

この年、新たに契約したばかりの、調理業務受託業者の従業員への給料未払いが発覚しました。契約解除、保証会社へ契約が移されました。調理現場のモラル低下などによる事故誘発のリスク増大は避けられませんでした。安全安心、法令遵守が大前提の学校給食現場であってはならないことです。すでに10校中5校において導入されている民間委託を見直すと共に、これ以上の委託拡大をやめるよう求めます。

最後に、喫食率3.7%にも満たないデリバリー方式選択制中学校給食を学校給食法に基づく自校調理全員給食へ抜本的に見直す検討を早急に行うことを求めて、反対討論とします。